

13. 生徒心得

- 第1章 遵守すべき事項
第1条 法令遵守・人権尊重・秩序維持義務
第2条 マナー遵守
第3条 登下校時刻
第4条 服装等
第5条 不正行為

- 定期考査その他の試験において不正行為をしてはならない。
第2章 留意すべき事項
第6条 基本的な生活
第7条 所持品
第8条 公共物
第9条 登下校
第3章 その他
第10条 外部団体の校内での活動

- 本校生徒が所属する外部団体が、校内で活動しようとする場合は、事前に校長の許可を得る。
第11条 掲示・出版・放送・集会
第12条 遺失・盗難
第13条 生徒会等
第14条 部活動

- 第15条 アルバイトの禁止
第5章 附則
第16条 附則

14. SNS千早ルールについて

目的：千早生がいじめなどのトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため
制定日：平成29年度5月2日(火) 第13回生徒総会にて
作成者：第13期生徒会役員一同

SNS千早ルール 3大原則
其一、大切な話は、できるだけ実際に会って話そう
其二、SNSに友達の写真・個人情報をむやみに載せない
其三、他人を誹謗中傷するような書き込みをしない

SNS千早ルールは、生徒総会等にて全校生徒の過半数以上の承認を得ることで変更及び廃止することが出来る。
SNS千早ルールは、東京都教育委員会策定のSNS東京ルールを元に作られた千早生に向けてのルールである。
SNS千早ルールは千早生の意識や行動を変える「きっかけ」である。

15. 自転車通学規程

- 第1. 自転車通学の申請
第2. 自転車通学の許可
第3. 自転車通学者の義務

- 四 灯火装置、ブレーキ、タイヤ、ハンドルなど自転車の保守点検に努めること
五 他の生徒等に自転車を貸さないこと
六 自転車を駐輪場の定められた場所に置くこと
七 生活指導部その他が主催する交通安全等に関する講座・講習に出席すること
八 盗難、破損等の被害にあった場合は速やかに生活指導部に届け出る
九 その他、教職員の指示に従うこと

17. 服装規程

- すべての生徒は、東京都立千早高等学校の生徒であることの自覚と誇りを持ち、規律ある学校生活を送るよう努めなければならない。
第1. 基本原則
第2. 制服着用義務
第3. 制服着用の例外

- 入学式、始業式、終業式、修了式、卒業式などの儀式的行事および校外行事等指定された行事(儀式的行事等 以下同じ)を除き、別に定める基準により制服の一部を着用しないことができる。
第4. 冬用制服・夏用制服の着用期間
第5. 体操服
第6. 頭髪
第7. その他の身だしなみ

- 第8. 制服付属品
第9. 服装指導
第10. 附則

Table with columns for items and their specifications, including winter and summer uniforms.

Table with columns for items and their specifications, including school uniforms and accessories.